

解決事項

一各自今回一解決者三対三ヶ月迄額一三ヶ月分

支給す

一八ヶ月下等対象支給額全額ヲ支給す

但三ヶ月迄者ハ解決当日迄一ヶ月分ヲ支給す

一犠牲者ハ出サレナシ

一筆談費用トシテ全額封ヲ支給す